

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年9月

福岡市人事委員会





人 審 第 69 号

令和 4 年 9 月 5 日

福岡市議会議長 伊 藤 嘉 人 様

福 岡 市 長 高 島 宗一郎 様

福岡市人事委員会

委員長 小 山 邦 和

### 職員の給与等に関する報告及び勧告

福岡市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて職員の給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。



## 別紙第 1

# 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、市職員の給与等の実態、市内民間企業従業員の給与、その他市職員の給与等を決定する諸条件について調査研究を行ってきたので、その結果を報告する。

## 1 市職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在における市職員（技能・労務職員及び企業職員等を除く。以下同じ。）の給与等について把握するため、「令和4年福岡市職員給与等実態調査」を実施した。

市職員には、従事する職務の種類等に応じ、行政職、医療職(1)、医療職(2)、消防職、教育職(1)、教育職(3)及び教育職(4)の各給料表並びに特定任期付職員給料表が適用されており、このうち、行政職給料表の適用者の給与等の概要は、第1表に示すとおりである。

(参考資料 1 市職員給与関係資料 参照)

第1表 行政職給料表適用職員の給与等の概要

項 目	内 容	項 目	内 容	
職 員 数	6,608 人	平 均 経 験 年 数	17.7 年	
平 均 年 齢	39.3 歳	平 均 勤 続 年 数	15.8 年	
平 均 給 与 月 額	給 料	平 均 扶 養 親 族 数	0.8 人	
	扶 養 手 当	男 女 別 構 成 比	男 性 58.0 %	
	地 域 手 当	女 性	42.0 %	
	住 居 手 当	学 歴 別 構 成 比	大 学 卒	64.9 %
	管 理 職 手 当		短 大 卒	6.0 %
	そ の 他		高 校 卒	28.9 %
	計		中 学 卒	0.3 %
	372,642 円			

(注) 1 「その他」とは、単身赴任手当（基礎額）及びへき地手当等の合計である。  
2 構成比に表記した数値は、小数点以下第2位を四捨五入したものであり、その内訳の計は100にならない場合がある。

## 2 民間給与の調査

### (1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、市職員の給与と市内民間企業従業員の給与との精確な比較を行うため、人事院等と共同で「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。その概要は、第2表に示すとおりである。

(参考資料 2 民間給与関係資料 参照)

第2表 令和4年職種別民間給与実態調査の概要

項目	説明
調査対象事業所	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内民間の911事業所（病院は調査対象外）
調査事業所数	層化無作為抽出法によって抽出した199事業所
調査対象職種	行政職と類似する事務・技術関係22職種 教育関係等32職種（医療関係職種は調査対象外）
調査項目	令和4年4月分の給与月額 給与改定の状況 初任給の状況 賞与等の特別給の支給状況 家族手当等の支給状況 等

(注) 「層化無作為抽出法」とは、調査対象事業所を組織、企業規模、産業によりグループ分けし、このグループの中から無作為に抽出する方法をいう。

### (2) 調査の結果

厳しい諸環境の中においても、調査完了率は79.8%となっており、各事業所の協力を得ることができた。このため、広く市内民間事業所の状況が調査結果に反映されているといえる。

#### ア 給与改定の状況

第3表に示すとおり、市内民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は25.1%（昨年28.4%）であり、ベースダウンを実施した事業所は該当なし（昨年0.4%）となっている。

また、第4表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は85.7%（昨年90.5%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は29.0%（昨年16.2%）、減額となっている事業所の割合は1.5%（昨年9.8%）となっている。

第3表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係員	25.1 (28.4)	12.3 (15.5)	(-) (0.4)	62.6 (55.8)
課長級	15.8 (18.7)	14.2 (15.7)	(-) (0.4)	69.9 (65.1)

- (注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。  
 2 ( ) 内は、令和3年の調査結果である。  
 3 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100にならない場合がある。

第4表 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

項目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
	定期昇給実施	定期昇給実施			定期昇給 中止		
		増額	減額	変化なし			
係員	91.3 (92.7)	85.7 (90.5)	29.0 (16.2)	1.5 (9.8)	55.2 (64.5)	5.6 (2.2)	8.7 (7.3)
課長級	77.2 (77.7)	71.7 (74.6)	23.1 (14.2)	1.0 (4.7)	47.6 (55.7)	5.5 (3.1)	22.8 (22.4)

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。  
 2 ( ) 内は、令和3年の調査結果である。  
 3 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100にならない場合がある。

## イ 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で74.8%（昨年73.9%）、高校卒で41.4%（昨年42.5%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で32.6%（昨年26.1%）、高校卒で28.3%（昨年27.0%）、据え置いた事業所の割合は大学卒で66.4%（昨年73.9%）、高校卒で69.9%（昨年73.0%）となっている。

（参考資料 2 民間給与関係資料 第16表 参照）

## 3 市職員給与と民間給与との比較

### (1) 月例給

（公民給与の較差）

「令和4年福岡市職員給与等実態調査」及び「令和4年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、市職員においては常勤の行政職（一般事務及び技術職）、市内民間企業従業員においてはこれに類似すると認められる職種の常勤の従業員について、責任の度合、学歴及び年齢が同等と認められる者同士の4月分の給与額（市職員にあつては平均給与月額、民間にあつては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、第5表に示すとおり、市職員の給与が民間の給与を1人当たり平均にして436円（0.11%）下回っていることが明らかになった。

第5表 市職員給与と民間給与との較差

民間給与 （事務・技術関係職種） ①	市職員給与 行政職（一般事務及び技術職） ②	較差 ①－② （（①－②）/②×100）
380,204	379,768	436円（0.11%）

（注）第1表の行政職の平均給与月額と本表の市職員給与額の差は、第1表の職員には本年度の新規採用者を含むが、本表には含まれていないこと及び給与比較の対象外職員がいることによるものである。

## (2) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを市職員の期末・勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、国と同様に0.05月単位で改定を行ってきている。

「令和4年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、市内民間事業所で支払われた特別給は、第6表に示すとおり、年間で平均所定内給与月額に相当する4.39月分に相当しており、市職員の期末・勤勉手当の年間の支給月数（4.30月）が、市内民間事業所の特別給を0.09月分下回っていた。

第6表 民間における特別給の支給状況

項	目	事務・技術等従業員
特別給の支給割合	下半期	2.18月分
	上半期	2.21月分
	計	4.39月分

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは令和4年2月から7月までの期間をいう。

## 4 国及び他の地方公共団体との給与比較

総務省の令和3年地方公務員給与実態調査によると、国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給月額を100としたラスパイレス方式による本市の一般行政職の給料月額の水準は、101.7（指定都市平均99.7）である。

## 5 物価及び生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ全国では2.5%、本市では1.9%上昇している。

また、生計費の基礎となる家計調査（同省）によれば、本年4月の本市における消費支出（二人以上の世帯）は、1世帯当たり283,516円となっている。

（参考資料 3 その他 第24表 参照）

## 6 人事院の報告及び勧告等

人事院は、本年8月8日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。それらの内容の骨子は、次のとおりである。

## 給与勧告の骨子

### ○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

## I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

## II 民間給与との比較に基づく給与改定等

### 1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

#### ○ 民間給与との較差 921円（0.23%）

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分<sup>(注)</sup>103円〕<sup>(注)</sup>俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

#### ○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

#### ○ 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

（平均改定率：全体 0.3%〔1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし〕）

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請



【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

### 1 人材の確保

#### 【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

#### 【対応】

##### (1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

##### (2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

### 2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

#### 【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

#### 【対応】

##### (1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

##### (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

### 3 勤務環境の整備

#### 【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

#### 【対応】

##### (1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開  
業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

##### (2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

##### (3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

##### (4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

##### (5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

## 7 むすび

職員の給与については、地方公務員法において、その職務と責任に応ずるものでなければならないとされ、また、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされている。

本委員会は、これまで述べてきた市職員の給与を決定するに当たって考慮すべき諸事情を総合的に勘案した結果、令和4年4月の公民較差等に基づく給与改定について勧告を行うこととした。

なお、職員の給与制度については、職務・職責に応じた給与を推進する観点から、より適切な制度の構築を進めるため、今後とも、国や他の地方公共団体、民間事業所の動向を踏まえながら検討を行っていくことが必要である。

### (1) 令和4年4月の公民較差等に基づく給与改定について

#### ア 改定の基本的考え方

##### (月例給)

月例給については、第5表に示したとおり、本年4月時点で、市職員給与が民間給与を436円(0.11%)下回っていることから、市職員の給与水準を市内民間企業従業員の給与水準と均衡させること(民間準拠)を基本として、この較差に見合うよう市職員給与の引上げを行うことが適当である。

##### (特別給)

特別給(期末・勤勉手当)については、第6表に示したとおり、市職員の特別給の年間支給月数(4.30月)が、民間における特別給の支給割合(4.39月)を下回っており、従来0.05月単位で改定を行ってき

ていることから、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とすることが適当である。

## イ 改定すべき事項

次に掲げる項目ごとに、民間との較差のほか、国や他の地方公共団体の状況を考慮した改定を行うこと。

### (7) 給料表

#### a 行政職給料表

行政職給料表については、市内民間事業所の初任給の状況及び本年の人事院勧告における初任給の改定傾向等を踏まえ、初任給により重点を置いて引上げ改定を行うことが必要である。その他の号給については、民間との給与較差が小さいこと等を考慮し、改定を行わないことを基本とし、再任用職員の給料月額についても、この取扱いに準じて改定を行わないことが適当である。

#### b 医療職給料表及び消防職給料表

医療職給料表及び消防職給料表については、行政職給料表の改定との均衡を基本として改定を行うことが必要である。

#### c 教育職給料表

教育職給料表については、教育職員の職務と責任の特殊性を踏まえ、福岡県等の他の地方公共団体の教育職給料表の改定状況を考慮した改定とすることが適当であるとしてきたところであり、本年においても従来と同様の取扱いとすることが適当である。

#### d 特定任期付職員給料表及び特定任期付教育職員給料表

特定任期付職員給料表及び特定任期付教育職員給料表について

は、国に準拠した給料表としていることから、人事院勧告に準拠した改定を行うことが必要である。

#### (イ) 期末・勤勉手当

##### a bに掲げる職員以外の職員

市内民間事業所における賞与等の特別給の年間支給割合の状況や人事院勧告における特別給の改定状況を考慮し、以下のとおり改定を行うことが必要である。

- ① 現行の期末・勤勉手当の年間支給月数4.30月分については、勤勉手当を0.10月分引き上げ、4.40月分とすること。
- ② 本年度については、12月期の勤勉手当を0.10月分引き上げることとし、来年度以降については、6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数が均等になるように配分すること。

##### b 再任用職員並びに特定任期付職員及び特定任期付教育職員

国に準拠した支給月数としていることから、人事院勧告に準拠した改定を行うことが必要である。

#### ウ 実施時期

上記イの(ア)（cを除く。）の改定は、令和4年4月1日に遡及して実施する。また、(イ)の改定は、本年12月期以降の期末・勤勉手当から実施する。

## (2) 職員の勤務環境の整備について

### ア 時間外勤務の縮減等について

職員が、時間外勤務を縮減するとともに、計画的に休暇を取得することは、職員の健康を保持し、仕事と生活の調和を実現させる観点から重要な課題である。本市においては、令和元年10月から、時間外勤務の上限を、原則年間360時間としているが、令和3年度において年間360時間を超えて時間外勤務を行った職員の割合は、第7表に示すとおり、全体の12.1%となっている。

このため今後も、任命権者において、引き続き、勤務時間管理の徹底を図ることはもちろん、職場全体における業務の一層の合理化や効率化を促進するほか、それぞれの事務事業を実施するにあたり適切な業務執行体制の整備に努めるとともに、状況に応じた業務配分の見直しや応援体制の確保等、時間外勤務の縮減に取り組むことが必要である。

また、教職員に関しては、教育委員会が令和4年4月に策定した「福岡市立学校における働き方改革推進プログラム」に基づき、教職員の勤務環境改善の取組等を進めているところである。勤務状況や必要な人員等の点検・検証等を通じて、学校における働き方改革の推進のための柔軟かつ適切な取組を実施し、教職員が心身の健康を保ちながら、授業や子どもたちへの指導に意欲的に臨める環境づくりを着実に進めることが必要である。

なお、新型コロナウイルス感染症の関係業務に従事している職員の

健康への影響が引き続き懸念されるところであり、任命権者においては、今後も勤務の状況等を把握するとともに、職員の健康維持等に十分に配慮するなど、適切に対処していくことが必要である。

第7表 年間の時間外勤務が360時間を超えた職員の割合

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間の時間外勤務が360時間を超えた職員の割合	8.3%	10.0%	12.1%

(福岡市人事委員会調査)

## イ メンタルヘルスの推進について

メンタルヘルスの推進は、職員が健康で充実した生活を送るとともに、その能力を十分に発揮して職務に取り組むためにも重要な課題である。

令和3年度に病気やけがで1月以上休んだ長期病休者の実態を見ると、原因となった傷病で最も多いのは「心の病」で、全長期病休者の6割以上を占めており、依然として高い水準にある。

本市においては、「福岡市職員心の健康づくり計画」及び「福岡市立学校教職員心の健康づくり計画」に基づき、「未然防止」（1次予防）、「早期発見・早期対策」（2次予防）、「職場復帰支援・再発防止」（3次予防）の取組を総合的に推進しているところであるが、任命権者においては、より一層、心身の不調の要因を分析し、メンタルヘルスの推進に向けた効果的な対策をきめ細かに行っていくことが必要である。

## ウ ハラスメントの防止について

職場におけるハラスメントを防止することは、職員が心の健康を保持し、その能力を十分に発揮できるような働きやすい勤務環境を整備する上で、重要な課題である。令和2年6月には、職場でのハラスメント対策の強化を柱とした関連法の施行により、パワー・ハラスメントの防止措置が事業主の義務となったところである。

本市においては、令和2年6月に、ハラスメントの防止等に関する要綱等の整備を行い、全職員に対してハラスメント防止のための取組を実施してきたところであるが、より一層当該防止のための取組を進めるとともに、より効果的な研修方法、相談しやすい態勢、ハラスメントの実態に応じた適切な対処方法等、事前・事後における対応策を講じ、良好な職場環境を確保していくことが必要である。

## エ ワーク・ライフ・バランスの推進について

ワーク・ライフ・バランスの推進は、職員一人ひとりが、職務に精励し、その能力を十分に発揮するとともに、健康で豊かな生活を確保し、育児や介護等の責任を果たすためにも重要な課題である。

本市においては、「福岡市特定事業主行動計画」に基づき、仕事と育児の両立支援をはじめとしたさまざまな取組を実施してきたところである。その結果、令和3年度における男性職員の育児休業取得率は、第8表に示すとおり34.7%と、令和7年度までの数値目標（30%以上）を達成しているところである。

ワーク・ライフ・バランスの推進に関しては、これまで、さまざまな両立支援制度が整備されてきたところであるが、任命権者においては、引き続き、育児や介護等を担う職員自身の休暇・休業等の取得促進を図るとともに、当該休暇・休業等が取得される職場における業務環境の整備にも十分配慮して取り組んでいくことが必要である。

第8表 子どもが生まれた男性職員の育児休業取得率

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
取得率	9.4%	14.3%	20.2%	33.5%	34.7%

(任命権者公表資料「福岡市特定事業主行動計画 令和3年度の実施状況について」を基に作成)

### (3) コンプライアンスの推進について

コンプライアンスの推進は、市政に対する市民からの信頼を確保するとともに、職員の人材育成や職場の活性化の面においても重要な課題である。本市においては、全庁を挙げてコンプライアンスの推進に取り組んできたところであるが、とりわけ職員の非違行為は、市職員全体の信用失墜をも招きかねないものである。この非違行為の防止には、その原因を分析し、これに応じた対策を講じることが有益である。

もとより職員一人ひとりが、全体の奉仕者としての責任を一層自覚し、公務の内外を問わず、規律を遵守し、高い倫理観や使命感を持つことは当然のことであるが、任命権者においては、市民の信頼を確保していくためにも、改めて職員全体のコンプライアンス向上のための環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

－おわりに－

本委員会の給与勧告は、労働基本権を制約されている市職員の適正な処遇を確保するため、民間準拠を基本として行っているものである。

市議会及び市長におかれては、本委員会の給与勧告の意義や役割に深い理解を示され、給与勧告どおり速やかに実施されるよう要請する。

## 別紙第2

### 勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、市職員の給与について民間との較差等を基に、次の措置をとるよう勧告する。

#### 記

#### 1 令和4年4月の公民較差等に基づく給与改定

##### (1) 給料表

報告の7の(1)のイの(ア)で述べた趣旨を踏まえ改定すること。

##### (2) 期末・勤勉手当

###### ア 令和4年12月期の支給割合

###### (ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（管理職職員等にあつては、1.25月分）とすること。

###### (イ) 再任用職員

勤勉手当の支給割合を0.5月分（管理職職員等にあつては、0.6月分）とすること。

###### (ウ) 特定任期付職員及び特定任期付教育職員

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

###### イ 令和5年6月期以降の支給割合

###### (ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（管理職職員等にあつては、1.2月分）とすること。

**(イ) 定年前再任用短時間勤務職員**

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.475月分（管理職職員等にあつては、0.575月分）とすること。

**(ウ) 特定任期付職員及び特定任期付教育職員**

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

**2 改定の実施時期**

1の(1)の改定（教育職給料表を除く。）は、令和4年4月1日から実施すること。また、1の(2)のアについては令和4年12月1日から、1の(2)のイについては令和5年4月1日からそれぞれ実施すること。

# 参 考 资 料



# 目 次

## 1 市職員給与関係資料

令和4年 福岡市職員給与等実態調査の概要	23
第1表 市職員の給料表別平均給与月額等	24
第2表 市職員の給料表別・級別平均給与月額	26
第3表 市職員の扶養親族数の状況	28
・その1 扶養親族数別職員数	28
・その2 給料表別扶養親族数	29
第4表 市職員の給料表別住居手当の支給状況	30
第5表 市職員の給料表別管理職手当の支給状況	31
第6表 市職員の給料表別通勤手当の支給状況	32
第7表 市職員の給料表別・級別・年齢別人員	33
・行政職給料表	33
・医療職給料表(1)	34
・医療職給料表(2)	34
・消防職給料表	35
・教育職給料表(1)	36
・教育職給料表(3)	36
・教育職給料表(4)	37
第8表 市職員の給料表別・級別・号給別人員	38
・行政職給料表	38
・医療職給料表(1)	41
・医療職給料表(2)	42
・消防職給料表	44
・教育職給料表(1)	46
・教育職給料表(3)	48
・教育職給料表(4)	50
第9表 市職員の給料表別職員数	52
第10表 行政職給料表適用職員の年齢別男女分布	52
第11表 任期付職員の給料表別人員	52
第12表 再任用職員の給料表別・級別人員	53

## 2 民間給与関係資料

令和4年職種別民間給与実態調査の概要	54
第13表 産業別・企業規模別調査事業所数	55
第14表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	56
第15表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	57
・その1 公民給与比較の対象職種	57
1 企業規模計	57
2 企業規模500人以上	59
3 企業規模100人以上500人未満	61
4 企業規模50人以上100人未満	63
・その2 公民給与比較の対象外職種	65
第16表 民間における初任給の改定状況	67
第17表 民間における家族手当の支給状況	67
第18表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	68
・その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況	68
・その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況	68
第19表 民間における特別給の支給状況	69
第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	69
第21表 民間における定年制の状況	70
第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	70
第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	70

## 3 その他

第24表 物価及び生計費	71
--------------	----

《 参 考 》 給与勧告の流れ	72
-----------------	----

《 参 考 》 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	73
------------------------------	----

# 1 市職員給与関係資料



## 令和4年福岡市職員給与等実態調査の概要

### 1 調査の目的及び調査期日

この調査は本市に勤務する職員の給与等の実態を把握するため、令和4年4月1日を調査期日として、職員の給与等について調査したものである。

### 2 調査対象職員

本市に勤務する一般職の職員のうち、技能・労務職員、水道局企業職員及び交通局企業職員並びに会計年度任用職員等を除いた職員を対象とした。

### 3 職員の分類

集計に当たっては、上記対象職員を給料表の種類により分類した。その分類は、次表のとおりである。

分 類	該 当 職 員
行政職給料表適用職員	他の給料表の適用を受けないすべての職員
医療職給料表(1)適用職員	保健所に勤務する医師及び歯科医師等
医療職給料表(2)適用職員	保健所に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師等
消防職給料表適用職員	消防吏員
教育職給料表(1)適用職員	高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手並びに特別支援学校に勤務する実習助手等
教育職給料表(3)適用職員	特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭等
教育職給料表(4)適用職員	小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭等
特定任期付職員給料表適用職員	高度の専門的な知識経験等を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する特定任期付職員

(注) 1 特定任期付教育職員給料表適用職員は、調査期日現在対象者がいないため表中の記載は省略している。

2 教育職給料表(2)は平成31年4月1日に廃止。

第1表 市職員の給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経 験 年 数	平均 勤 続 年 数	性別人員構成比		学 歴 別 人	
					男性	女性	大学卒	短大卒
行政職給料表	6,608	39.3	17.7	15.8	58.0	42.0	64.9	6.0
医療職給料表(1)	19	46.1	20.4	7.9	42.1	57.9	100.0	—
医療職給料表(2)	239	39.9	17.3	14.8	1.3	98.7	98.3	1.7
消防職給料表	1,093	38.4	18.0	16.7	96.4	3.6	37.8	2.2
教育職給料表(1)	241	44.8	21.9	14.1	55.6	44.4	97.9	1.2
教育職給料表(3)	625	41.5	18.8	12.8	30.9	69.1	94.7	5.3
教育職給料表(4)	6,136	38.7	15.9	11.6	40.6	59.4	93.3	6.7
全 給 料 表	14,961	39.2	17.1	14.0	51.6	48.4	76.9	5.8

(注) 1 行政職給料表には、高等学校、特別支援学校、小学校及び中学校における教育職員以外の学校職員を含む。

(以下関係各表について同じ。)

2 任期付職員及び再任用職員は含まれていない。(以下第10表までについて同じ。)

3 「構成比」は、小数点第2位を四捨五入したものであり、その内訳の計は100にならない場合がある。

(以下関係各表について同じ。)

4 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替に伴う差額を含む。(以下関係各表について同じ。)

5 「その他」とは、単身赴任手当(基礎額)、初任給調整手当及びへき地手当等の合計である。

(以下関係各表について同じ。)

(参 考)

技能・労務職給料表	408	47.6	26.6	20.2	54.9	45.1	1.7	30.6
水道局企業職給料表	468	38.3	17.8	16.7	86.1	13.9	42.7	5.3
交通局企業職給料表	551	41.3	20.9	18.7	89.3	10.7	27.4	8.2

全 給 料 表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	16,388	39.4	17.5	14.3	53.9	46.1	72.4	6.5
-----------------------------------	--------	------	------	------	------	------	------	-----

員 構 成 比		平 均 給 与 月 額						
高校卒	中学卒	計	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他
%	%	円	円	円	円	円	円	円
28.9	0.3	372,642	312,113	8,979	32,980	10,377	8,163	30
—	—	872,463	448,216	6,779	82,079	6,763	58,000	270,626
—	—	360,893	313,344	2,636	32,078	8,032	4,803	—
60.0	—	370,648	308,947	15,982	32,892	8,834	3,993	—
0.8	—	449,130	386,907	11,580	40,130	7,700	2,813	—
—	—	422,709	365,970	7,358	37,550	9,657	2,174	—
0.0	—	392,090	336,028	7,479	34,755	9,519	4,046	263
17.2	0.1	384,242	325,337	8,745	34,055	9,797	5,843	465

66.4	1.2	367,521	316,687	11,479	32,817	6,538	—	—
51.7	0.2	361,127	301,326	10,316	31,820	11,105	6,560	—
64.2	0.2	371,679	311,213	12,021	32,738	11,558	4,149	—

21.0	0.1	382,743	323,961	8,968	33,916	9,813	5,661	424
------	-----	---------	---------	-------	--------	-------	-------	-----

第2表 市職員の給料表別・級別平均給与月額

給与の種類		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他
給料表・職務の級		円	円	円	円	円	円	円
行政職給料表	平均	372,642	312,113	8,979	32,980	10,377	8,163	30
	1級	188,968	159,069	433	15,950	13,395	—	121
	2級	245,152	206,994	1,763	20,876	15,511	—	8
	3級	327,711	278,288	7,399	28,592	13,432	—	—
	4級	398,056	343,802	10,559	35,436	8,259	—	—
	5級	449,090	387,046	14,971	40,311	6,724	—	38
	6級	590,216	434,149	15,805	53,418	4,779	82,000	65
	7級	654,164	474,444	15,326	59,479	4,663	100,000	252
	8級	704,584	510,930	7,881	63,773	2,270	118,919	811
医療職給料表(1)	平均	872,463	448,216	6,779	82,079	6,763	58,000	270,626
	1級	*	*	*	*	*	*	*
	2級	739,414	357,900	—	57,264	16,750	—	307,500
	3級	949,462	466,783	10,767	89,528	4,667	82,000	295,717
	4級	971,375	536,980	8,240	103,235	—	100,000	222,920
	5級	*	*	*	*	*	*	*
医療職給料表(2)	平均	360,893	313,344	2,636	32,078	8,032	4,803	—
	1級	—	—	—	—	—	—	—
	2級	266,609	228,917	821	22,974	13,897	—	—
	3級	334,463	294,468	2,589	29,706	7,700	—	—
	4級	395,885	352,145	2,035	35,418	6,287	—	—
	5級	442,790	394,124	5,988	40,011	2,667	—	—
	6級	575,504	435,771	5,414	52,319	—	82,000	—
消防職給料表	平均	370,648	308,947	15,982	32,892	8,834	3,993	—
	1級	248,826	207,958	3,748	21,171	15,949	—	—
	2級	354,276	292,035	20,303	31,234	10,704	—	—
	3級	424,517	360,077	22,358	38,243	3,839	—	—
	4級	471,100	402,033	23,449	42,548	3,070	—	—
	5級	599,293	443,859	18,265	54,412	757	82,000	—
	6級	654,358	478,725	14,025	59,275	2,333	100,000	—
	7級	*	*	*	*	*	*	*

(注) 「\*」は、該当者が1名の場合である。

給与の種類		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他
教育職給料表(1)	平均	円 449,130	円 386,907	円 11,580	円 40,130	円 7,700	円 2,813	円 —
	1級	*	*	*	*	*	*	*
	2級	441,672	383,149	11,232	39,438	7,853	—	—
	3級	473,937	409,113	18,911	42,802	3,111	—	—
	4級	573,404	441,063	18,250	51,491	7,000	55,600	—
	5級	611,583	468,633	1,167	54,750	9,333	77,700	—
教育職給料表(3)	平均	422,709	365,970	7,358	37,550	9,657	2,174	—
	1級	—	—	—	—	—	—	—
	2級	413,353	360,042	6,620	36,666	10,025	—	—
	3級	500,709	433,452	17,854	45,130	4,273	—	—
	4級	562,039	429,320	17,540	50,246	9,333	55,600	—
	5級	605,456	468,143	7,329	55,041	—	74,943	—
教育職給料表(4)	平均	392,090	336,028	7,479	34,755	9,519	4,046	263
	1級	—	—	—	—	—	—	—
	2級	376,527	326,333	6,496	33,283	10,230	—	185
	3級	467,225	402,458	17,530	41,998	4,479	—	760
	4級	533,479	414,015	18,883	48,054	3,785	47,639	1,103
	5級	571,074	442,542	10,139	51,666	1,906	63,976	845

### 第3表 市職員の扶養親族数の状況

その1 扶養親族数別職員数（全給料表）

区 分		該 当 職 員 数	うち扶養親族である 配偶者を有する者
扶養親族数			
1	人	1,977	593
2	人	2,041	645
3	人	1,231	807
4	人	369	304
5	人	69	60
6	人以上	3	1
計		5,690	2,410

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。  
(以下関係各表について同じ。)

(参考) 扶養親族数別職員数（行政職給料表）

区 分		該 当 職 員 数	うち扶養親族である 配偶者を有する者
扶養親族数			
1	人	908	287
2	人	953	331
3	人	560	370
4	人	161	130
5	人	19	17
6	人以上	2	1
計		2,603	1,136

その2 給料表別扶養親族数

区分 給料表	扶養親族数			該当職員 平均扶養 親族数	全職員 平均扶養 親族数
	配偶者	子	父母等		
	人	人	人	人	人
行政職給料表	1,136	3,944	166	2.0	0.8
医療職給料表(1)	2	8	2	1.5	0.6
医療職給料表(2)	4	44	3	1.6	0.2
消防職給料表	421	1,141	21	2.3	1.4
教育職給料表(1)	63	180	7	2.2	1.0
教育職給料表(3)	73	309	18	2.0	0.6
教育職給料表(4)	711	3,243	96	2.0	0.7
全給料表	2,410	8,869	313	2.0	0.8

(参考)

技能・労務職給料表	87	300	14	2.0	1.0
水道局企業職給料表	113	302	21	2.1	0.9
交通局企業職給料表	185	411	13	2.1	1.1

全給料表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	2,795	9,882	361	2.0	0.8
--------------------------------	-------	-------	-----	-----	-----

### 第4表 市職員の給料表別住居手当の支給状況

区分 給料表		借 家 ・ 借 間					配偶者の 居住する 借家・借間
		受給者数	手 当 月 額 11,000円以下 の受給者数	手 当 月 額 11,100円以上 28,000円未満 の受給者数	手 当 月 額 28,000円 受給者数	受給者平均 手 当 月 額	
行政職給料表	人員(人) 構成比(%)	2,604 (100.0)	5 (0.2)	1,029 (39.5)	1,570 (60.3)	26,323 円	受給者人数 4
医療職給料表(1)	人員(人) 構成比(%)	5 (100.0)	— (—)	2 (40.0)	3 (60.0)	25,700	
医療職給料表(2)	人員(人) 構成比(%)	71 (100.0)	— (—)	22 (31.0)	49 (69.0)	27,038	
消防職給料表	人員(人) 構成比(%)	368 (100.0)	2 (0.5)	158 (42.9)	208 (56.5)	26,238	
教育職給料表(1)	人員(人) 構成比(%)	70 (100.0)	— (—)	25 (35.7)	45 (64.3)	26,510	受給者平均 手 当 月 額 (円) 14,000
教育職給料表(3)	人員(人) 構成比(%)	230 (100.0)	2 (0.9)	91 (39.6)	137 (59.6)	26,241	
教育職給料表(4)	人員(人) 構成比(%)	2,216 (100.0)	7 (0.3)	815 (36.8)	1,394 (62.9)	26,346	
全 給 料 表	人員(人) 構成比(%)	5,564 (100.0)	16 (0.3)	2,142 (38.5)	3,406 (61.2)	26,334	

(参 考)

技能・労務職 給料表	人員(人) 構成比(%)	105 (100.0)	2 (1.9)	45 (42.9)	58 (55.2)	25,407	受給者人数 —
水道局企業職 給料表	人員(人) 構成比(%)	200 (100.0)	1 (0.5)	86 (43.0)	113 (56.5)	25,985	受給者平均 手 当 月 額
交通局企業職 給料表	人員(人) 構成比(%)	243 (100.0)	— (—)	94 (38.7)	149 (61.3)	26,208	(円) —

全 給 料 表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	人員(人) 構成比(%)	6,112 (100.0)	19 (0.3)	2,367 (38.7)	3,726 (61.0)	26,302	受給者人数 4 受給者平均 手 当 月 額 (円) 14,000
-----------------------------------	-----------------	------------------	-------------	-----------------	-----------------	--------	---

第5表 市職員の給料表別管理職手当の支給状況

給料表 \ 区分	受給者数	受給者 平均手当月額	全職員 平均手当月額
	人	円	円
行政職給料表	615	87,704	8,163
医療職給料表(1)	12	91,833	58,000
医療職給料表(2)	14	82,000	4,803
消防職給料表	50	87,280	3,993
教育職給料表(1)	11	61,627	2,813
教育職給料表(3)	22	61,755	2,174
教育職給料表(4)	455	54,566	4,046
全給料表	1,179	74,144	5,843

(参考)

技能・労務職給料表	—	—	—
水道局企業職給料表	36	85,278	6,560
交通局企業職給料表	27	84,667	4,149

全給料表 (技能・労務職給料表等を含めた場合)	1,242	74,696	5,661
----------------------------	-------	--------	-------

第6表 市職員の給料表別通勤手当の支給状況

給料表		区 分	交 通 機 関 等 利 用 者 数	交 通 用 具 の 使 用 者 数	交 通 機 関 等 と 交 通 用 具 の 併 用 者 数	計	通 勤 手 当 受 給 者 平 均 手 当 月 額
							円
行政職給料表	人員(人) 構成比(%)	5,049 (84.1)	587 (9.8)	367 (6.1)	6,003 (100.0)	12,379	
医療職給料表(1)	人員(人) 構成比(%)	17 (100.0)	— (—)	— (—)	17 (100.0)	12,064	
医療職給料表(2)	人員(人) 構成比(%)	185 (85.3)	14 (6.5)	18 (8.3)	217 (100.0)	11,716	
消防職給料表	人員(人) 構成比(%)	380 (37.5)	580 (57.2)	54 (5.3)	1,014 (100.0)	10,436	
教育職給料表(1)	人員(人) 構成比(%)	14 (6.2)	210 (93.3)	1 (0.4)	225 (100.0)	6,732	
教育職給料表(3)	人員(人) 構成比(%)	61 (10.7)	499 (87.9)	8 (1.4)	568 (100.0)	6,449	
教育職給料表(4)	人員(人) 構成比(%)	695 (12.9)	4,632 (85.9)	68 (1.3)	5,395 (100.0)	5,024	
全給料表	人員(人) 構成比(%)	6,401 (47.6)	6,522 (48.5)	516 (3.8)	13,439 (100.0)	8,923	

(参 考)

技能・労務職 給料表	人員(人) 構成比(%)	76 (20.7)	284 (77.4)	7 (1.9)	367 (100.0)	6,935
水道局企業職 給料表	人員(人) 構成比(%)	316 (72.1)	78 (17.8)	44 (10.0)	438 (100.0)	13,218
交通局企業職 給料表	人員(人) 構成比(%)	393 (78.1)	72 (14.3)	38 (7.6)	503 (100.0)	13,570

全給料表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	人員(人) 構成比(%)	7,186 (48.7)	6,956 (47.2)	605 (4.1)	14,747 (100.0)	9,160
--------------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	--------------	-------------------	-------

# 第7表 市職員の給料表別・級別・年齢別人員

## 行政職給料表

職務の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
18	25								25	0.4
19	37								37	0.6
20	44	3							47	0.7
21	58	2							60	0.9
22	43	112							155	2.3
23	24	172							196	3.0
24	17	167							184	2.8
25	12	146							158	2.4
26	2	194	4						200	3.0
27	4	171	21						196	3.0
28	1	165	43						209	3.2
29	1	146	66						213	3.2
30	3	105	114	4					226	3.4
31	2	64	94	22					182	2.8
32		37	121	30	3				191	2.9
33	2	27	128	55	10				222	3.4
34		16	101	46	14				177	2.7
35	1	13	104	57	16				191	2.9
36		8	84	61	24				177	2.7
37		9	52	52	28				141	2.1
38		4	36	62	27				129	2.0
39		4	29	65	52				150	2.3
40		3	19	54	55	2			133	2.0
41		2	25	76	63	3		1	170	2.6
42			16	83	83	7			189	2.9
43		2	18	66	74	10			170	2.6
44			6	68	75	17			166	2.5
45		2	5	84	87	20			198	3.0
46		1	7	49	93	21			171	2.6
47		1	3	60	98	24	3		189	2.9
48			4	53	79	23	3		162	2.5
49		1	6	51	94	31	9	2	194	2.9
50			2	56	92	28	6		184	2.8
51		1		39	68	27	11	1	147	2.2
52			3	51	73	30	13	2	172	2.6
53		1		39	56	29	15	4	144	2.2
54				49	64	35	9	2	159	2.4
55			2	33	50	28	8	4	125	1.9
56		1	1	34	43	36	11	1	127	1.9
57				17	36	25	7	5	90	1.4
58				22	60	35	14	7	138	2.1
59			1	21	46	28	10	8	114	1.7
60以上										
計	276	1,580	1,115	1,459	1,563	459	119	37	6,608	100.0
構成比 %	4.2	23.9	16.9	22.1	23.7	6.9	1.8	0.6	100.0	

医療職給料表(1)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30	1					1	5.3
31		1				1	5.3
32							
33							
34		2				2	10.5
35		1				1	5.3
36							
37		1				1	5.3
38			1			1	5.3
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46			1			1	5.3
47			1			1	5.3
48							
49		1		1		2	10.5
50			1			1	5.3
51			1			1	5.3
52			1	1		2	10.5
53							
54							
55							
56				1		1	5.3
57				1		1	5.3
58				1		1	5.3
59							
60以上					1	1	5.3
計	1	6	6	5	1	19	100.0
構成比%	5.3	31.6	31.6	26.3	5.3	100.0	

医療職給料表(2)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	人	%
18								
19								
20								
21								
22		1					1	0.4
23		6					6	2.5
24		6					6	2.5
25		7					7	2.9
26		7					7	2.9
27		6					6	2.5
28		8					8	3.3
29		5	1				6	2.5
30		5	1				6	2.5
31		5	1				6	2.5
32		3	1				4	1.7
33		5	4				9	3.8
34		4	4				8	3.3
35		3	8				11	4.6
36		3	11	2			16	6.7
37		4	2	2			8	3.3
38			3	2			5	2.1
39			1	1			2	0.8
40			4	5			9	3.8
41				6			6	2.5
42			1	8			9	3.8
43			2	5			7	2.9
44				3	1		4	1.7
45				5	2		7	2.9
46				2	10		12	5.0
47				2	1		3	1.3
48				3	1		4	1.7
49				3	9	1	13	5.4
50			1	3	1		5	2.1
51				2	3		5	2.1
52				1	3	1	5	2.1
53				2	2	1	5	2.1
54				1	1		2	0.8
55				1	4		5	2.1
56					1	3	4	1.7
57				1	2	1	4	1.7
58					1	4	5	2.1
59						3	3	1.3
60以上								
計	—	78	45	60	42	14	239	100.0
構成比%	—	32.6	18.8	25.1	17.6	5.9	100.0	

消防職給料表

職務の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	%
18	4							4	0.4
19	15							15	1.4
20	15							15	1.4
21	16							16	1.5
22	31							31	2.8
23	43							43	3.9
24	35							35	3.2
25	33							33	3.0
26	30							30	2.7
27	31	3						34	3.1
28	32	5						37	3.4
29	24	12						36	3.3
30	15	26						41	3.8
31	10	22						32	2.9
32	3	18						21	1.9
33	5	29	2					36	3.3
34	1	23	6					30	2.7
35	1	19	5					25	2.3
36	1	21	13					35	3.2
37		15	16	1				32	2.9
38		12	21	3				36	3.3
39		4	15	6				25	2.3
40		2	17	8				27	2.5
41			10	5				15	1.4
42		5	7	7				19	1.7
43		2	16	5				23	2.1
44		4	16	9				29	2.7
45		2	9	13				24	2.2
46		2	6	11	2			21	1.9
47			12	8				20	1.8
48			8	5	2			15	1.4
49			9	11	1			21	1.9
50			8	6	3			17	1.6
51			8	9	2			19	1.7
52			6	4	2			12	1.1
53			11	5	3			19	1.7
54			15	12	3			30	2.7
55			15	4	4	2		25	2.3
56			7	8	5	5		25	2.3
57			9	9	5	1		24	2.2
58			16	14	2	1		33	3.0
59			15	11	3	3	1	33	3.0
60以上									
計	345	226	298	174	37	12	1	1,093	100.0
構成比 %	31.6	20.7	27.3	15.9	3.4	1.1	0.1	100.0	

教育職給料表(1)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20							
21							
22		2				2	0.8
23		1				1	0.4
24							
25		5				5	2.1
26		3				3	1.2
27		7				7	2.9
28		3				3	1.2
29		1				1	0.4
30		4				4	1.7
31		5				5	2.1
32		5				5	2.1
33		1				1	0.4
34		6				6	2.5
35		9	1			10	4.1
36		6				6	2.5
37		5				5	2.1
38		6				6	2.5
39		7	1			8	3.3
40		6	2			8	3.3
41		3	1			4	1.7
42		6				6	2.5
43		4				4	1.7
44		9				9	3.7
45	1	11				12	5.0
46		4	1			5	2.1
47		7				7	2.9
48		10		1		11	4.6
49		8		3		11	4.6
50		8				8	3.3
51		12				12	5.0
52		4		1		5	2.1
53		7		1		8	3.3
54		6		1		7	2.9
55		8				8	3.3
56		7				7	2.9
57		11		1	3	15	6.2
58		5	2			7	2.9
59		8	1			9	3.7
60以上							
計	1	220	9	8	3	241	100.0
構成比%	0.4	91.3	3.7	3.3	1.2	100.0	

教育職給料表(3)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20							
21							
22		9				9	1.4
23		6				6	1.0
24		16				16	2.6
25		24				24	3.8
26		20				20	3.2
27		11				11	1.8
28		17				17	2.7
29		11				11	1.8
30		16				16	2.6
31		16				16	2.6
32		13				13	2.1
33		20				20	3.2
34		12				12	1.9
35		17				17	2.7
36		21	1			22	3.5
37		29	2			31	5.0
38		25				25	4.0
39		19				19	3.0
40		12	3			15	2.4
41		13				13	2.1
42		16	2	1		19	3.0
43		18				18	2.9
44		15		1		16	2.6
45		11	1			12	1.9
46		20	3	1		24	3.8
47		9	1	3		13	2.1
48		10				10	1.6
49		16		1		17	2.7
50		8	1	1		10	1.6
51		8	2	1		11	1.8
52		11				11	1.8
53		11	3	1	1	16	2.6
54		13		1	1	15	2.4
55		10				10	1.6
56		15	3		2	20	3.2
57		18	1		3	22	3.5
58		20	3	1		24	3.8
59		20		3		23	3.7
60以上		1				1	0.2
計	—	577	26	15	7	625	100.0
構成比%	—	92.3	4.2	2.4	1.1	100.0	

教育職給料表(4)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20		1				1	0.0
21		2				2	0.0
22		155				155	2.5
23		134				134	2.2
24		177				177	2.9
25		167				167	2.7
26		257				257	4.2
27		243				243	4.0
28		216				216	3.5
29		247				247	4.0
30		180				180	2.9
31		188				188	3.1
32		237				237	3.9
33		239				239	3.9
34		223				223	3.6
35		220	1			221	3.6
36		187	3			190	3.1
37		169	7			176	2.9
38		192	10	3		205	3.3
39		169	13	2		184	3.0
40		168	10	4		182	3.0
41		145	17	7		169	2.8
42		117	10	7		134	2.2
43		133	12	14		159	2.6
44		126	12	15		153	2.5
45		101	10	14		125	2.0
46		81	2	16		99	1.6
47		104	3	16		123	2.0
48		69	8	17	2	96	1.6
49		67	12	18	1	98	1.6
50		60	5	12	2	79	1.3
51		43	2	15	4	64	1.0
52		63	1	6	5	75	1.2
53		68	5	15	9	97	1.6
54		77	6	15	17	115	1.9
55		87	6	12	20	125	2.0
56		83	7	19	36	145	2.4
57		108	6	16	26	156	2.5
58		94	7	12	35	148	2.4
59		98	10	11	33	152	2.5
60以上							
計	—	5,495	185	266	190	6,136	100.0
構成比%	—	89.6	3.0	4.3	3.1	100.0	

# 第8表 市職員の給料表別・級別・号給別人員

## 行政職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4		3						
5								
6								
7	48	2						
8		1						
9	3							
10	40	41						
11	19							
12	1	32						
13		1	5					
14	41	7						
15	9	123						1
16	2	7						
17		42	2					
18	44	101						
19	5	41	20					
20	1	15						
21	1	46	3					1
22	16	53	17					
23	9	58	42					2
24		13	2					
25	1	17	6	1				2
26	9	106	20					2
27	4	54	23	6				2
28		14	49					1
29		10	5		6			
30	7	102	32	2				
31		22	35	17	1			2
32		14	55	12			1	1
33		10	8	4	6		1	3
34	5	95	27	4		1	1	1
35	1	72	33	9			6	2
36		24	52	7	3	1	3	3
37	1	7	10	22	6	1	7	1
38		49	29	1	1	1	3	4
39		68	20	16		5	3	
40		21	61	12	11		6	
41		9	19	25	9	1	8	4
42		36	40	3	4	1	5	1
43	1	34	20	10	4	4	10	1
44	1	30	52	11	13	3	9	
45		8	27	37	8	6	4	
46	1	29	28	7	5	7	3	1
47		14	25	10	9	6	5	2
48		27	31	20	26	7	6	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	人	人	人	人	人	人	人	人
49	1	7	35	36	7	7	7	
50	1	22	29	14	6	10	5	
51		6	11	7	3	12	6	
52		6	22	19	30	10	5	
53		3	20	24	15	15	1	
54	1	11	12	21	8	19	1	
55		5	11	7	17	20		
56		12	25	16	24	27		
57	1		7	27	20	17	2	
58		7	8	17	8	17	1	
59	1	9	4	2	25	16	1	
60		4	9	10	37	22	2	
61		1	15	13	19	10	1	
62		1	5	17	14	14	1	
63		4	3	5	34	16	1	
64		3	11	19	17	12		
65		2	5	13	17	14		
66		4	4	18	26	6	1	
67		1	2	11	37	12	2	
68	1	1	5	29	31	8		
69			6	21	29	8	1	
70		2	3	12	23	12		
71		2	1	8	25	17		
72		1	4	26	32	10		
73		1	9	33	23	9		
74			8	13	16	6		
75		1	4	13	34	6		
76		1	2	22	20	7		
77		1	7	21	34	4		
78			2	11	10	2		
79				14	38	10		
80			3	8	14	6		
81			3	32	37	2		
82		1	2	14	16	3		
83			2	14	35	5		
84				16	10	3		
85			3	16	30	5		
86			1	9	13	2		
87				13	37	3		
88				13	18			
89		3	3	20	30	4		
90			2	34	19			
91				12	36	3		
92				11	22			
93			2	14	28	4		
94				13	21			
95				8	32			
96				6	27			
97				20	21			
98				22	22			
99				7	21			
100				12	15			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	人	人	人	人	人	人	人	人
101				15	33			
102			1	17	14			
103				9	24			
104				9	22			
105				19	16			
106				29	16			
107				12	14			
108			1	18	15			
109			5	11	12			
110				21	16			
111				8	11			
112				5	15			
113				12	6			
114				14	10			
115				9	5			
116				9	8			
117				7	6			
118				16	8			
119				10	1			
120				4	1			
121				12	2			
122				18	1			
123				5	1			
124				10	2			
125				91	9			
計	276	1,580	1,115	1,459	1,563	459	119	37
							総計	6,608

(注) 各級内の太線は、当該級の最高号給の位置を示す。(以下関係各表について同じ。)

医療職給料表(1)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15		1			
16					
17					
18					
19					
20		1			
21			1		
22					
23					
24					
25					
26					
27		1			
28					
29					
30				1	
31					
32					
33					
34		1			
35					
36	1				
37					
38					
39		1			
40					
41					
42					
43			1		
44				1	
45					1
46					
47					
48			1		
49					
50			1		
51					
52					

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
53	人	人	人	人	人
54			1		
55					
56		1			
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64				1	
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71				1	
72					
73					
74			1		
75					
76					
77				1	
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	1	6	6	5	1
				総計	19

医療職給料表(2)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19		1				
20						
21						
22		6				
23						
24						
25						
26		6				
27		2				
28			1			
29						
30		6				
31						
32		1	1			
33						
34		9	1			
35		1				
36						
37						
38		2	3			
39		1	1			
40		2	4			
41			1			
42		4	3			
43		1				
44		3	4			
45						
46		4				
47		1				
48			2			
49		3		1		
50		2	5			
51			1			
52			1			

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
53	人	人	人	人	人	人
54		1	4	2		1
55		2	1			2
56		1	1			
57				2	1	1
58			2			1
59				1		
60		1	3	1		1
61		2	3	1	1	1
62			1			
63					1	
64						2
65		4		2	3	1
66		1	1	2		1
67		2		1	1	
68		1				
69		3		1		
70				2	2	
71				1	4	
72		1		1	2	
73		1		4	3	
74				4	2	1
75						2
76						
77		2		4	1	
78				2	1	
79				1	2	
80				1		
81				1	1	
82				1		
83				3	1	
84						
85				1	2	
86				1		
87				1	2	
88				1		
89				1		
90						
91				1		
92				1	2	
93				1	2	
94				1	1	
95						
96						
97				2		
98				1	1	
99					1	
100				1		
101					1	
102				1	1	
103						
104				1		

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
105	人	人	人 1	人	人 1	人
106					1	
107						
108					1	
109				2		
110						
111						
112						
113				1		
114				1		
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121				2		
計	—	78	45	60	42	14
					総計	239

消防職給料表

職務 の級 号給	1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級							職務 の級 号給	1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	人	人	人	人	人	人	人	53	3	3	1	4	人	人	人
2								54		10					
3								55	1	1		2	2		
4								56	7	5	26			1	
5	12							57	2	5		5			
6								58		5					
7								59	2	5		4	1		
8	21							60	1	1	13				
9	1							61		3		2	2	1	
10								62		2		1			
11	2							63			1	5	3		
12	9							64			6	1	1		
13								65	1	2		2			
14								66			4	2			
15	1							67		1	3	4	1		
16	16							68		1	7	2	1		
17	3							69			2	4	1		
18								70		1	1	1	1		
19								71			3	2	4		
20	24							72			7	3	4		
21	19							73	2	1	4	4	2		
22								74		1	1		6		
23		7						75		1	4		1		
24	26							76		1	1		1		
25	5							77		1	5	3			
26	1	4						78		1	1				
27	7	2						79		2	1	7	2		
28	22	8						80			2		1		
29								81		2	7	5			
30		1						82		1	2				
31	16	7						83			8	6			
32	18	13					1	84			6	1	1		
33								85		1	6	2			
34		1						86							
35	2	14						87		1	2	4			
36	21	8				1		88		1	1	4			
37		1						89		1	6	8			
38		2						90			1		1		
39	7	9				1		91			2	3			
40	24	10						92			3	2			
41		2						93			3	1			
42		3						94			2				
43	15	2				2		95				2			
44	11	17	2	2				96			4				
45		1						97			1	2			
46		3						98			2				
47	10					1		99				3			
48	12	17	7	1				100				5			
49	1	14		2				101			5	5			
50		8	1			1		102			3				
51	3			4				103				2			
52	17	12	12		1	2		104				2			

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
105			3	4			
106			4				
107				8			
108				2			
109			2	7			
110			6	4			
111				5			
112			4	4			
113			1	4			
114			6	3			
115				1			
116			4	4			
117			1	2			
118			7	2			
119							
120			1	1			
121			3				
122			8				
123							
124			4				
125			64				
計	345	226	298	174	37	12	1
						総計	1,093

教育職給料表(1)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		2			
6					
7					
8					
9		1			
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16		3			
17		2			
18		1			
19					
20		2			
21		2			
22					
23					
24		6			
25					
26					
27					
28		2			
29					1
30					
31					
32		5			
33					1
34		1			1
35					
36		2	1		
37					
38					
39				1	
40		1			
41		1			
42		2			
43					
44		3			
45		1	1		
46		3			
47			1		
48					
49					
50		1	1		
51			1		
52		3			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
53					
54		3			
55					
56		3			
57				1	
58		6			
59					
60		2			
61				1	
62		5			
63		2			
64				2	
65					
66		3		1	
67					
68		1		1	
69					
70		4			
71				1	
72		2			
73		1			
74		2			
75					
76		1			
77		1			
78		6			
79					
80		2			
81		1			
82		3			
83					
84		1			
85		1			
86		3			
87		1			
88					
89		1			
90		3			
91		1			
92		1	1		
93		1			
94		3			
95					
96					
97					
98		2			
99					
100		2			
101		1			
102		5			
103					
104		1			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
105					
106		3			
107		1			
108		2			
109		1			
110		2			
111		1			
112		2			
113					
114		5			
115			1		
116		1	2		
117	1	1			
118					
119		3			
120		1			
121		1			
122		1			
123		3			
124		1			
125		2			
126		1			
127		4			
128		1			
129					
130		3			
131		1			
132		2			
133					
134		6			
135					
136		2			
137		5			
138		4			
139		3			
140		4			
141		3			
142		6			
143		6			
144		3			
145		3			
146		7			
147		4			
148					
149		1			
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
157		1			
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
178					
179					
180					
181					
計	1	220	9	8	3
				総計	241

教育職給料表(3)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		12			
6					
7					
8		4			
9		1			
10					
11					
12		11			
13		5			
14					
15					
16		24			
17		1			
18					
19		1			
20		17			
21		1			
22					
23		2			1
24		11			
25		4			
26		2			
27		1			
28		15			
29				1	1
30					1
31				1	1
32		17			
33		3			
34					1
35					
36		8			
37		5	1		
38		1			
39					
40		13	1		1
41					
42		1			
43		4	1	1	
44		12		1	
45		3			1
46		1			
47					
48		15		1	
49					
50				1	
51		1	1	1	
52		8	1	1	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
53		3	1		
54		8	1		
55		3			
56		13			
57		2			
58		4		1	
59		3	1	2	
60		14			
61		4		1	
62		8			
63		2			
64		19			
65		1			
66		5			
67		4			
68		4	1		
69		1	1	1	
70		1			
71		3		1	
72		9			
73		3		1	
74		4	1		
75		2			
76		12			
77		2	1		
78		6			
79		2			
80		5			
81		7			
82		5	1		
83		3			
84		3			
85		4			
86		2			
87		4			
88		8			
89		3	1		
90		2	2		
91					
92		4	1		
93		3	1		
94		6			
95		4			
96		6			
97		1	1		
98		2			
99		3			
100		2			
101		4			
102			1		
103		2			
104		4			

職務の級 号給	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
105		1	1		
106					
107			1		
108		2	1		
109		2			
110		1	2		
111		1	1		
112		5			
113		1			
114					
115		3			
116		3			
117		3			
118		1			
119		2			
120		2			
121		2			
122		5			
123					
124		1			
125		5			
126		1			
127		4			
128		4			
129		5			
130		2			
131		5			
132		3			
133		8			
134		12			
135		12			
136		7			
137		6			
138		6			
139		4			
140		5			
141		8			
142		4			
143		6			
144		1			
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153		1			
154					
155					
156					

職務の級 号給	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
計	—	577	26	15	7
				総計	625

教育職給料表(4)

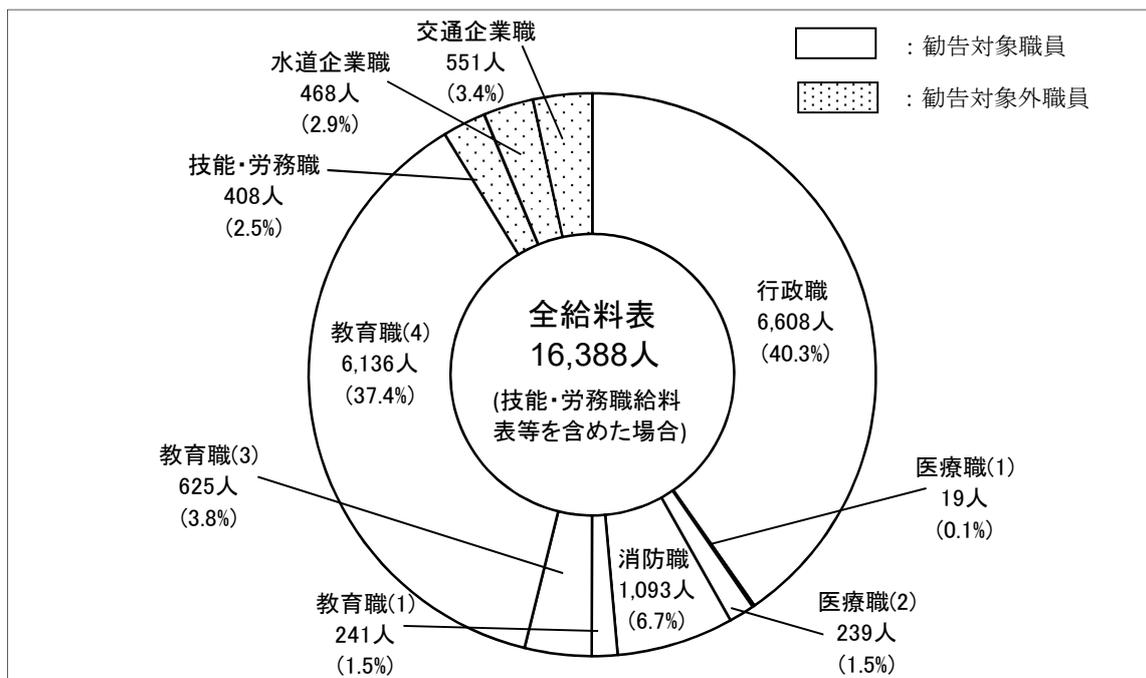
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		2			
8					
9					
10		1			
11		1			
12					1
13					
14		1			
15		2			1
16					
17		171			
18		1			1
19		3			2
20		98			2
21		43			7
22		2			14
23		3			17
24		132			17
25		38			5
26		3		1	10
27		4			9
28		131		1	5
29		43			2
30		8		1	8
31		3		1	11
32		258			3
33		22	1		14
34		8	1		9
35		7	1		5
36		210	2	1	8
37		29	3	2	7
38		6	1	2	5
39		8	1		8
40		178	1	1	9
41		29	2		
42		20	3	1	
43		8	3	1	4
44		180	1	3	5
45		24	3	5	
46		19	3	2	
47		8	3	5	
48		155	3	1	1
49		11	4	3	
50		34	2	5	
51		18	3	5	
52		173	7	6	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
53		16	1	5	
54		28	4	3	
55		22	5	6	
56		164	2	5	
57		21	4	5	
58		36	4	2	
59		23	3	6	
60		175	4	3	
61		13	2	2	
62		47	1	4	
63		26	2	3	
64		134	3	4	
65		21	10	10	
66		57	3	5	
67		22		4	
68		110	2	7	
69		25	3	4	
70		40	1	6	
71		27	5	5	
72		112	1	2	
73		25	1	3	
74		37	1	7	
75		25	3	13	
76		108	1	7	
77		23	3	2	
78		56	1	9	
79		32	1	5	
80		99		2	
81		19	1	5	
82		37	2	5	
83		31	5	3	
84		77	3	5	
85		30	1	2	
86		34		8	
87		24	1	2	
88		69		1	
89		18	1	5	
90		40		3	
91		30	2	2	
92		58	3	4	
93		30		7	
94		26	1	1	
95		26	2	4	
96		50	2	6	
97		28	1	6	
98		31	1	3	
99		37	2	2	
100		32	1	2	
101		29	2	2	
102		24			
103		23	2	2	
104		34			

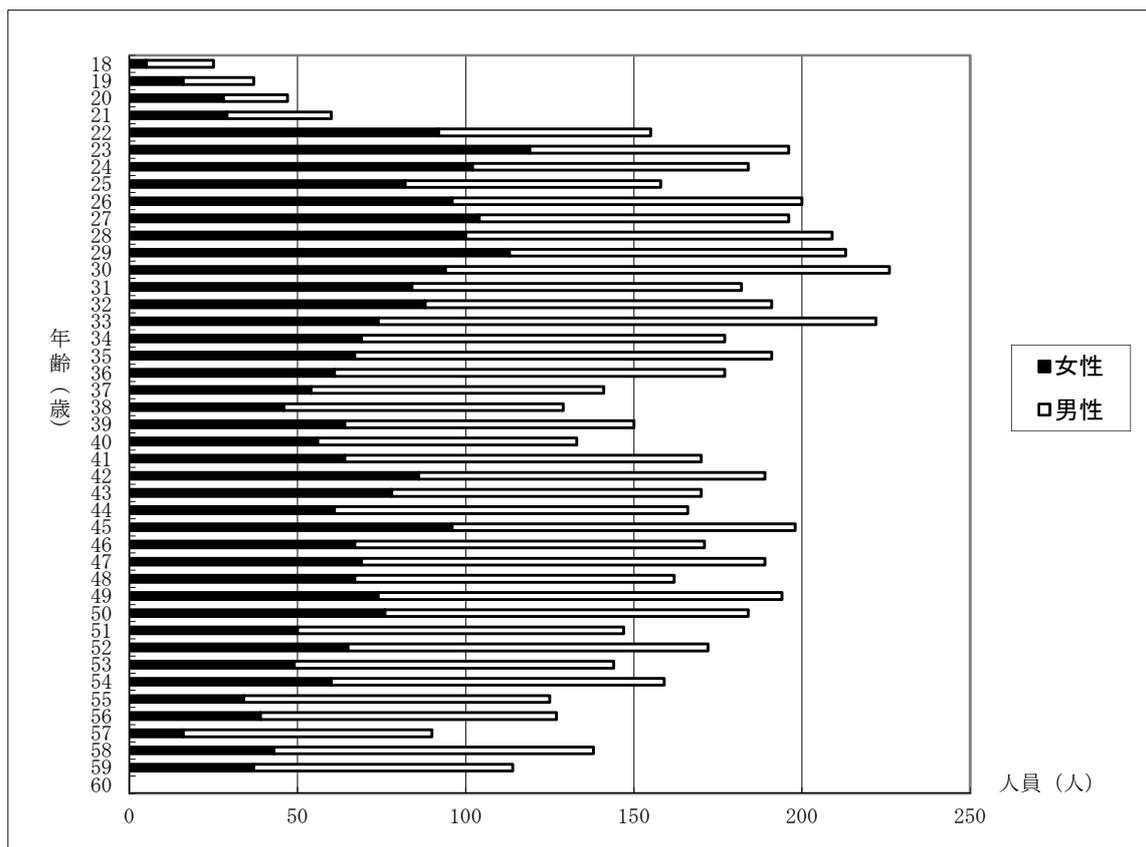
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
105		22	1		
106		22	3		
107		16	2		
108		30	4		
109		18	7		
110		24	1		
111		20	2		
112		23	4		
113		12	4		
114		23	4		
115		18			
116		16			
117		13			
118		10			
119		11	1		
120		10			
121		9			
122		9			
123		9			
124		11			
125		7			
126		5			
127		10			
128		16			
129		8			
130		10			
131		3			
132		9			
133		3			
134		6			
135		5			
136		12			
137		6			
138		19			
139		11			
140		12			
141		19			
142		28			
143		18			
144		38			
145		36			
146		38			
147		68			
148		58			
149		35			
150		46			
151		51			
152		42			
153		42			
154		13			
155		14			
156		3			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
157		2			
158		1			
159					
160					
161					
162		1			
163					
164					
165		18			
計	—	5,495	185	266	190
				総計	6,136

第9表 市職員の給料表別職員数



第10表 行政職給料表適用職員の年齢別男女分布



第11表 任期付職員の給料表別人員

1 特定任期付職員

給料表	人員
特定任期付職員給料表	2人
計	2

2 一般任期付職員

給料表	人員
行政職給料表	2人
計	2

# 第12表 再任用職員の給料表別・級別人員

## 1 フルタイム勤務職員

給料表	職務の級	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
行政職給料表		305	人	人	人	188	93	22	人	人
医療職給料表(2)		—								
消防職給料表		50			47	3				
教育職給料表(1)		23	2	20			1			
教育職給料表(3)		49		48			1			
教育職給料表(4)		329		310			19			
給料表計		756								
60歳		209								
61歳		170								
62歳		178								
63歳		112								
64歳		87								
65歳		—								

(参考)

給料表	職務の級	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
技能・労務職給料表		76	人	人	人	76	人			
水道局企業職給料表		41				29	10	2		
交通局企業職給料表		21				12	7	1		1
給料表計		138								
60歳		37								
61歳		27								
62歳		26								
63歳		31								
64歳		17								
65歳		—								

## 2 短時間勤務職員

給料表	職務の級	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
行政職給料表		127	人	人	人	127	人	人	人	人
医療職給料表(2)		1				1				
消防職給料表		41		18	23					
教育職給料表(1)		—								
教育職給料表(3)		—								
教育職給料表(4)		10		10						
給料表計		179								
60歳		23								
61歳		30								
62歳		38								
63歳		42								
64歳		46								
65歳		—								

(参考)

給料表	職務の級	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
技能・労務職給料表		2	人	人	人	2	人			
水道局企業職給料表		18				18				
交通局企業職給料表		57			48	9				
給料表計		77								
60歳		7								
61歳		16								
62歳		20								
63歳		14								
64歳		20								
65歳		—								



## 2 民間給与関係資料



# 令和4年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

## 1 調査の目的と時期

この調査は、市職員の給与を検討するため、令和4年4月現在の福岡市内における民間給与の実態を調査したものである。

(調査期間 令和4年4月25日(月)～令和4年6月17日(金))

## 2 調査機関

人事院、全国の人事委員会及び本委員会

## 3 調査の範囲

### (1) 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所911事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

### (2) 調査対象職種

54職種(事務・技術関係職種22職種、その他の職種32職種)

## 4 調査対象の抽出

### (1) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を、組織、企業規模、産業により18層に層化し、これらの層から199事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完了した事業所は第13表のとおりである。

### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

## 5 集計

(1) 調査実人員は、行政職に相当する職種が7,723人(初任給関係424人、初任給関係以外7,299人)であり、その他の職種が257人(初任給関係0人、初任給関係以外257人)である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は48,925人であり、このうち、行政職に相当するものは45,951人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 158	事業所 49	事業所 23	事業所 17	事業所 44	事業所 25
農 業 , 林 業 , 漁 業	-	-	-	-	-	-
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 業 採 取 業 , 建 設 業	17	7	3	4	1	2
製 造 業	17	14	1	-	1	1
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業、 情 報 通 信 業、運 輸 業、郵 便 業	50	13	9	6	15	7
卸 売 業 , 小 売 業	21	2	3	3	8	5
金 融 業 , 保 険 業、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	7	3	-	-	4	-
教 育 , 学 習 支 援 業、 医 療 , 福 祉、サ ー ビ ス 業	46	10	7	4	15	10

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が40所あった。
- 2 調査対象事業所199所から、企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた198所に占める調査完了事業所158所の割合（調査完了率）は、79.8%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、  
「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		全規模	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員 ・技術者計	大 学 卒	円 203,385	円 209,032	円 199,891	円 185,462
	短 大 卒	185,629	182,718	※ 208,914	184,217
	高 校 卒	168,963	168,571	※ 178,520	※ 170,833
新卒事務員	大 学 卒	207,664	208,343	206,675	※ 205,000
	短 大 卒	197,413	※ 191,995	※ 213,000	-
	高 校 卒	171,056	170,454	※ 178,520	-
新卒技術者	大 学 卒	197,355	210,669	192,160	183,508
	短 大 卒	182,196	179,684	※ 203,000	184,217
	高 校 卒	168,323	167,960	-	※ 170,833

(注) 1 「※」は、調査実人員が10人未満であることを示す。

2 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

# 第15表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

## その1 公民給与比較の対象職種

### 1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分 平均支給額			備考	対応級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職8級 100人以上500人未 満は行政職7級 50人以上100人未 満は行政職6級
大学卒	22	54.4	765,059	7,430	757,629		
短大卒	17	54.5	762,099	9,780	752,319		
高校卒	2	55.4	698,014	124	697,890		
中学卒	3	52.6	840,581	-	840,581		
事務部長	250	51.8	649,968	7,762	642,206	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職7級 50人以上500人未 満は行政職6級
大学卒	195	51.7	674,944	8,403	666,541		
短大卒	22	49.9	516,827	6,923	509,904		
高校卒	33	53.6	594,167	4,473	589,694		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	58	49.3	728,333	20,141	708,192	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	50	49.2	736,347	16,213	720,134		
短大卒	6	48.6	669,813	59,976	609,837		
高校卒	2	55.5	695,802	-	695,802		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	507	48.1	572,083	14,176	557,907	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	企業規模が 500人以上は行政 職6級 50人以上500人未 満は行政職5級
大学卒	364	47.4	588,545	15,685	572,860		
短大卒	51	50.4	503,149	15,110	488,039		
高校卒	89	50.0	543,806	6,662	537,144		
中学卒	3	46.4	410,979	27,750	383,229		
事務課長代理	257	44.9	554,504	48,750	505,754	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者又は課長に直 属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門 職中間職(課長-係長間)	企業規模が 500人以上は行政 職4級、5級 50人以上500人未 満は行政職4級
大学卒	176	43.2	557,648	51,029	506,619		
短大卒	31	46.9	505,279	33,797	471,482		
高校卒	49	50.6	572,922	50,155	522,767		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務係長	688	44.6	451,177	42,331	408,846	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	380	41.2	455,308	55,537	399,771		
短大卒	82	47.4	404,418	24,477	379,941		
高校卒	226	49.1	459,124	27,368	431,756		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	473	41.0	392,003	50,164	341,839	係長等のいる事業所にお ける主任係長等のいない事 業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、 部下を有する者係長等の いない事業所において、 職能資格等が上記主任と 同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職3級(一部 は4級、5級)
大学卒	304	38.1	385,998	56,129	329,869		
短大卒	63	46.7	383,054	40,089	342,965		
高校卒	106	47.9	418,017	34,992	383,025		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	2,263	37.1	355,455	42,309	313,146		行政職1級、2級
大学卒	1,435	33.5	358,020	47,719	310,301		
短大卒	360	42.2	333,483	33,277	300,206		
高校卒	464	44.5	363,338	32,279	331,059		
中学卒	4	49.8	377,072	29,882	347,190		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長-課長間)」、「中間職(課長-係長間)」、「中間職(係長-係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

1 企業規模計

職種名	調査人員	平均年齢	令和4年4月分 平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)－(B)		
工場長	X	X	円	円	円	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職8級 100人以上500人未 満は行政職7級 50人以上100人未 満は行政職6級
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	135	52.5	703,959	4,182	699,777	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職7級 50人以上500人未 満は行政職6級
大学卒	107	52.3	712,730	4,340	708,390		
短大卒	10	54.0	722,169	2,743	719,426		
高校卒	18	53.1	639,771	3,982	635,789		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	81	49.8	716,272	29,147	687,125	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専 門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	63	49.5	730,140	29,305	700,835		
短大卒	13	51.8	673,764	13,224	660,540		
高校卒	5	49.3	647,045	61,849	585,196		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	312	49.2	627,696	17,287	610,409	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	企業規模が 500人以上は行政 職6級 50人以上500人未 満は行政職5級
大学卒	218	48.9	641,207	17,539	623,668		
短大卒	32	48.2	592,845	5,618	587,227		
高校卒	62	51.1	597,003	22,540	574,463		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	121	47.8	559,999	49,003	510,996	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者又は課 長に直属し部下4人以上 を有する者 職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級 専門職 中間職(課長-係長間)	企業規模が 500人以上は行政 職4級、5級 50人以上500人未 満は行政職4級
大学卒	86	47.9	561,128	46,749	514,379		
短大卒	7	50.4	583,879	28,904	554,975		
高校卒	28	46.8	551,408	60,096	491,312		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	285	42.9	494,311	61,044	433,267	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	155	41.3	488,263	75,581	412,682		
短大卒	54	43.4	470,514	28,789	441,725		
高校卒	75	46.1	527,143	53,299	473,844		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	390	40.2	517,414	105,034	412,380	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部 下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が 上記主任と同等と認め られる主任 中間職(係長-係員間)	行政職3級(一部は4級、5級)
大学卒	243	39.0	524,281	111,409	412,872		
短大卒	59	40.6	474,262	88,423	385,839		
高校卒	88	44.4	527,437	94,853	432,584		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	1,456	32.8	365,490	73,709	291,781		行政職1級、2級
大学卒	925	31.3	380,418	87,622	292,796		
短大卒	251	35.6	336,962	57,007	279,955		
高校卒	278	36.1	338,216	38,269	299,947		
中学卒	2	31.9	284,325	64,681	219,644		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長-課長間)」、「中間職(課長-係長間)」、「中間職(係長-係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

2 企業規模 500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職8級
大 学 卒	22	54.4	765,059	7,430	757,629		
短 大 卒	17	54.5	762,099	9,780	752,319		
高 校 卒	2	55.4	698,014	124	697,890		
中 学 卒	3	52.6	840,581	-	840,581		
事務部長	178	51.4	672,984	10,555	662,429	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大 学 卒	144	51.4	693,158	11,051	682,107		
短 大 卒	12	49.4	549,686	10,976	538,710		
高 校 卒	22	53.0	617,497	6,805	610,692		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	43	48.9	738,922	26,515	712,407	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
大 学 卒	37	48.6	740,547	21,758	718,789		
短 大 卒	5	49.0	700,179	65,165	635,014		
高 校 卒	X	X	X	X	X		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長	431	47.9	584,615	14,636	569,979	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職6級
大 学 卒	312	47.2	599,386	16,726	582,660		
短 大 卒	39	49.7	514,092	14,990	499,102		
高 校 卒	77	50.1	561,340	4,850	556,490		
中 学 卒	3	46.4	410,979	27,750	383,229		
事務課長代理	209	45.3	563,372	44,949	518,423	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者又は課長に直 属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職4級、5級
大 学 卒	144	43.8	562,869	47,735	515,134		
短 大 卒	19	46.6	535,787	24,050	511,737		
高 校 卒	45	50.3	577,315	44,846	532,469		
中 学 卒	X	X	X	X	X		
事務係長	513	44.5	471,200	46,406	424,794	係の長及び係長級専門職	同上
大 学 卒	276	40.5	477,517	63,288	414,229		
短 大 卒	43	47.9	441,560	26,914	414,646		
高 校 卒	194	49.1	468,788	27,962	440,826		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務主任	327	42.0	404,066	52,495	351,571	係長等のいる事業所における 主任係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を 有する者係長等のいない事 業所において、職能資格等 が上記主任と同等と認めら れる主任中間職（係長－係 員間）	行政職3級（一部は4級、5級）
大 学 卒	208	39.0	393,525	59,224	334,301		
短 大 卒	37	48.9	402,839	44,730	358,109		
高 校 卒	82	48.7	437,959	34,633	403,326		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係員	1,693	37.6	365,879	45,147	320,732		行政職1級、2級
大 学 卒	1,075	34.1	365,898	50,433	315,465		
短 大 卒	243	42.0	345,873	38,215	307,658		
高 校 卒	371	44.7	378,229	34,337	343,892		
中 学 卒	4	49.8	377,072	29,882	347,190		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

2 企業規模 500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
工場長	X	X	円	円	円	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職8級
大 学 卒	X	X	X	X	X		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術部長	100	52.5	736,701	3,112	733,589	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大 学 卒	78	52.1	748,351	2,957	745,394		
短 大 卒	6	54.7	808,759	1,447	807,312		
高 校 卒	16	53.4	648,872	4,552	644,320		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	69	49.9	747,491	31,795	715,696	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
大 学 卒	56	49.8	752,417	31,447	720,970		
短 大 卒	8	51.3	778,137	14,763	763,374		
高 校 卒	5	49.3	647,045	61,849	585,196		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術課長	269	49.6	648,452	17,694	630,758	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職6級
大 学 卒	190	49.3	662,775	17,152	645,623		
短 大 卒	22	48.0	649,494	5,838	643,656		
高 校 卒	57	51.5	598,073	24,479	573,594		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	101	47.8	576,617	57,410	519,207	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職 者を有する者又は課長に 直属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職4級、5級
大 学 卒	74	47.8	577,668	53,815	523,853		
短 大 卒	5	51.2	628,236	41,369	586,867		
高 校 卒	22	47.2	563,823	71,580	492,243		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術係長	166	44.1	571,828	77,654	494,174	係の長及び係長級専門職	同上
大 学 卒	77	42.0	589,445	110,698	478,747		
短 大 卒	29	43.2	545,590	35,526	510,064		
高 校 卒	60	47.7	560,527	52,489	508,038		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術主任	327	40.4	540,632	113,563	427,069	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所にお ける主任のうち、課長代理 以上に直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業所にお いて、職能資格等が上記主 任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職3級（一部は4級、5級）
大 学 卒	203	39.1	548,885	121,331	427,554		
短 大 卒	43	40.9	505,687	99,406	406,281		
高 校 卒	81	44.7	537,207	96,570	440,637		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術係員	952	32.8	392,005	85,793	306,212		行政職1級、2級
大 学 卒	572	31.3	418,187	106,711	311,476		
短 大 卒	146	33.7	352,339	69,288	283,051		
高 校 卒	233	36.3	347,231	39,044	308,187		
中 学 卒	X	X	X	X	X		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

3 企業規模 100人以上 500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務部長	60	53.2	601,364	26	601,338	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級
大 学 卒	41	53.2	637,279	37	637,242		
短 大 卒	8	50.7	475,107	-	475,107		
高 校 卒	11	54.8	549,435	-	549,435		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	14	50.8	708,950	-	708,950	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
大 学 卒	13	50.7	724,066	-	724,066		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	X	X	X	X	X		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長	58	50.0	482,559	13,049	469,510	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職5級
大 学 卒	37	49.3	505,888	9,486	496,402		
短 大 卒	10	53.3	465,406	17,571	447,835		
高 校 卒	11	49.4	416,065	21,456	394,609		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長代理	47	43.0	516,973	66,177	450,796	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直属し部下に係 長等の役職者を有する者又は課長 に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等 と認められる課長代理及び課長代 理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職4級
大 学 卒	31	40.3	536,300	67,006	469,294		
短 大 卒	12	47.3	457,995	48,904	409,091		
高 校 卒	4	54.4	522,303	111,324	410,979		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係長	146	44.7	368,946	25,270	343,676	係の長及び係長級専門職	同上
大 学 卒	88	43.3	377,104	29,058	348,046		
短 大 卒	35	46.7	350,038	20,475	329,563		
高 校 卒	23	48.0	364,133	16,790	347,343		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務主任	108	37.1	356,753	42,532	314,221	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主 任のうち、課長代理以上に直属 し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、 職能資格等が上記主任と同等と認 められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職3級（一部 は4級）
大 学 卒	80	34.9	365,371	46,597	318,774		
短 大 卒	17	43.0	343,470	27,400	316,070		
高 校 卒	11	45.0	307,340	33,064	274,276		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係員	429	34.9	309,913	28,950	280,963		行政職1級、2級
大 学 卒	284	30.2	322,029	34,141	287,888		
短 大 卒	86	43.7	299,613	17,692	281,921		
高 校 卒	59	45.1	264,372	20,342	244,030		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

3 企業規模 100人以上 500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術部長	29	54.0	616,761	487	616,274	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級
大 学 卒	25	54.1	619,988	360	619,628		
短 大 卒	2	55.5	618,170	2,517	615,653		
高 校 卒	2	51.0	576,137	-	576,137		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	2	51.0	417,650	-	417,650	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門 職 中間職（部長－課長間）	同上
大 学 卒	X	X	X	X	X		
短 大 卒	X	X	X	X	X		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術課長	27	47.8	494,328	10,253	484,075	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職5級
大 学 卒	18	46.7	491,187	15,153	476,034		
短 大 卒	5	50.6	467,442	1,089	466,353		
高 校 卒	4	49.0	543,757	-	543,757		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	16	48.2	478,331	1,444	476,887	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者又は課 長に直属し部下4人以上を 有する者 職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級專 門職 中間職（課長－係長間）	行政職4級
大 学 卒	10	49.0	470,487	1,352	469,135		
短 大 卒	2	48.5	487,460	1,810	485,650		
高 校 卒	4	46.0	494,697	1,509	493,188		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術係長	76	42.1	404,858	38,716	366,142	係の長及び係長級専門職	同上
大 学 卒	46	41.6	398,365	39,384	358,981		
短 大 卒	17	44.2	396,700	20,761	375,939		
高 校 卒	12	40.7	433,730	54,084	379,646		
中 学 卒	X	X	X	X	X		
技術主任	14	39.4	329,409	25,734	303,675	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部 下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が 上記主任と同等と認め られる主任 中間職（係長－係員間）	行政職3級（一部は4級）
大 学 卒	13	38.5	327,452	26,102	301,350		
短 大 卒	X	X	X	X	X		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術係員	280	33.7	314,597	48,024	266,573		行政職1級、2級
大 学 卒	226	31.6	312,500	51,542	260,958		
短 大 卒	44	42.8	333,088	36,456	296,632		
高 校 卒	10	36.0	274,886	27,320	247,566		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

4 企業規模 50人以上 100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部長	12	48.4	479,709	1,417	478,292	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	10	48.1	499,861	1,700	498,161		
短大卒	2	50.0	378,950	-	378,950		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	X	X	X	X	X	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	18	45.3	482,758	-	482,758	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職5級
大学卒	15	44.6	496,517	-	496,517		
短大卒	2	49.0	445,695	-	445,695		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長代理	X	X	X	X	X	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者又は課長に直 属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職4級
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係長	29	48.1	378,618	30,225	348,393	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	16	46.9	390,605	25,524	365,081		
短大卒	4	47.8	351,728	26,892	324,836		
高校卒	9	50.3	369,258	40,064	329,194		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	38	40.8	335,075	43,211	291,864	係長等のいる事業所におけ る主任係長等のいない事業 所における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部 下を有する者係長等のい ない事業所において、職 能資格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職3級（一部 は4級）
大学卒	16	39.4	334,840	44,476	290,364		
短大卒	9	41.1	350,263	42,758	307,505		
高校卒	13	42.2	324,849	41,969	282,880		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	141	36.1	294,161	30,521	263,640		行政職1級、2級
大学卒	76	34.7	322,184	42,571	279,613		
短大卒	31	38.5	276,658	20,635	256,023		
高校卒	34	37.2	241,724	10,297	231,427		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

4 企業規模 50人以上 100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
工場長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	6	42.8	568,386	56,365	512,021	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	4	39.8	591,726	80,298	511,428		
短大卒	2	49.0	521,705	8,500	513,205		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	10	48.5	440,037	6,800	433,237	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	6	46.5	443,250	2,833	440,417		
短大卒	4	51.5	435,217	12,750	422,467		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	16	43.6	479,542	27,055	452,487	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職5級
大学卒	10	43.9	469,672	36,081	433,591		
短大卒	5	44.6	422,229	12,053	410,176		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	4	44.3	434,311	25,661	408,650	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職 者を有する者又は課長に 直属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職4級
大学卒	2	46.5	368,220	19,420	348,800		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	42.0	500,402	31,902	468,500		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	43	39.3	365,089	43,720	321,369	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	32	38.0	366,625	46,630	319,995		
短大卒	8	41.3	346,132	22,975	323,157		
高校卒	3	47.7	399,262	68,000	331,262		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	49	38.3	336,302	44,555	291,747	係長等のいる事業所におけ る主任係長等のいない事業 所における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部下 を有する者係長等のいない 事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認め られる主任中間職(係長- 係員間)	行政職3級(一部は4級)
大学卒	27	38.4	343,582	44,459	299,123		
短大卒	15	37.8	310,315	34,665	275,650		
高校卒	7	38.6	363,913	66,116	297,797		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	224	31.0	274,763	39,273	235,490		行政職1級、2級
大学卒	127	29.9	279,245	43,417	235,828		
短大卒	61	32.4	272,588	33,329	239,259		
高校卒	35	32.4	262,678	35,865	226,813		
中学卒	X	X	X	X	X		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長-課長間)」、「中間職(課長-係長間)」、「中間職(係長-係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和4年4月分 平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
技能・労務関係職種							
電話交換手	X	X	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-		
守衛	-	-	-	-	-		
用務員	3	61.0	309,645	-	309,645		
海 事	船長・機関長	-	-	-	-	航行区域に限定のない総トン数20トン以上の船舶の乗組員	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-		
	二等航海士・機関士	-	-	-	-		
	三等航海士・機関士	-	-	-	-		
	運航士	-	-	-	-		
	甲板長・操機長	-	-	-	-		
	甲板手・操機手	-	-	-	-		
甲板員・機関員	-	-	-	-			
関 係 海	船長・機関長	-	-	-	-	北緯63度から南緯11度の間及び東経94度から175度の間の水域を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶の乗組員	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-		
	二等航海士・機関士	-	-	-	-		
	三等航海士・機関士	-	-	-	-		
	甲板長・操機長	-	-	-	-		
	甲板手・操機手	-	-	-	-		
	甲板員・機関員	-	-	-	-		
職 種	船長・機関長	14	49.4	572,302	-	572,302	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員
	沿 海 ・ 平 水	14	44.4	469,425	30,543	438,882	
	一等航海士・機関士	5	45.0	410,546	13,926	396,620	
	二等航海士・機関士	4	39.8	405,966	14,333	391,633	
	三等航海士・機関士	5	48.6	458,310	16,874	441,436	
	甲板長・操機長	7	38.6	374,879	19,475	355,404	
	甲板手・操機手	7	27.1	291,789	10,596	281,193	
甲板員・機関員							

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

その2 公民給与比較の対象外職種（つづき）

企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和4年4月分 平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
		人 歳	円	円	円	
大学学長	X	X	X	X	X	
大学副学長	2	59.5	839,685	-	839,685	
大学学部長	12	58.8	910,909	-	910,909	
大学教授	49	56.9	812,804	-	812,804	
大学准教授	38	47.2	637,705	-	637,705	
大学講師	19	43.5	518,928	-	518,928	
大学助教	-	-	-	-	-	
高等学校校長	X	X	X	X	X	
高等学校教頭	7	52.0	635,700	-	635,700	
高等学校主幹教諭	-	-	-	-	-	
高等学校指導教諭	-	-	-	-	-	
高等学校教諭	68	41.5	452,387	1,556	450,831	
研究所長	-	-	-	-	-	〔構成員50人以上の所の長 (取縮役兼任者を除く。) 〔2室(係)以上又は構成員7人以上 の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 〔下記研究員より上位の者(研究所 長の職名を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長を除 く。)
研究部(課)長	-	-	-	-	-	
研究室(係)長	-	-	-	-	-	
主任研究員	-	-	-	-	-	
研究員	-	-	-	-	-	
研究補助員	-	-	-	-	-	

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

第16表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	計	74.8 %	( 32.6 ) %	( 66.4 ) %	( 1.0 ) %	25.2 %
	500人以上	86.9	( 33.7 )	( 64.8 )	( 1.5 )	13.1
	100人以上 500人未満	62.8	( 28.6 )	( 71.4 )	( - )	37.2
	50人以上 100人未満	45.9	( 40.0 )	( 60.0 )	( - )	54.1
高校卒	計	41.4	( 28.3 )	( 69.9 )	( 1.8 )	58.6
	500人以上	51.8	( 33.2 )	( 64.3 )	( 2.5 )	48.2
	100人以上 500人未満	27.5	( 14.4 )	( 85.6 )	( - )	72.5
	50人以上 100人未満	27.5	( 16.7 )	( 83.3 )	( - )	72.5

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。  
 2 ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。  
 3 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100にならない場合がある。

第17表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		77.6%
配偶者に家族手当を支給する		63.3%
家族手当制度がない		22.4%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	14,668円
	配偶者と子1人	21,501円
	配偶者と子2人	28,586円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。  
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は81.6%である。  
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

## 第18表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

### その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を支給する		在宅勤務を 実施していない
	在宅勤務関連手当を支給する	在宅勤務関連手当を支給しない	
67.2 %	(33.5) %	(66.5) %	32.8 %

(注) ( ) 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

### その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
27.2 %	72.8 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第19表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	383,638 円
	上半期 (A2)	384,887 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	837,787 円
	上半期 (B2)	849,445 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.18 月分
	上半期 (B2/A2)	2.21 月分
	計	4.39 月分

- (注) 1 下半期とは、令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは、令和4年2月から7月までの期間をいう。
- 2 平均所定内給与月額とは、毎月きまって支給する給与の支給総額から時間外勤務手当総額を除いたものである。
- 3 特別給の対象従業員は、月例給の場合と異なり、市職員と同種（行政職に類似すると認められる職種）・同等（役職段階、学歴及び年齢が同等）の者以外も含まれている。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	係 員		課長級		部長級（非役員）	
	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
計	% 55.7	% 44.3	% 53.3	% 46.7	% 51.3	% 48.7
500人以上	52.6	47.4	47.3	52.7	45.8	54.2
100人以上500人未満	57.3	42.7	59.2	40.8	56.8	43.2
50人以上100人未満	64.5	35.5	64.8	35.2	62.7	37.3

第21表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.6 %	79.5 %	20.1 %	0.4 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり	給与減額なし	
			60歳で減額	
課長級		65.0 %	57.4 %	35.0 %
非管理職		62.7	62.7	37.3

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第23表において同じ)。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
64.6 %	70.4 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。



# 3 そ の 他



第24表 物価及び生計費

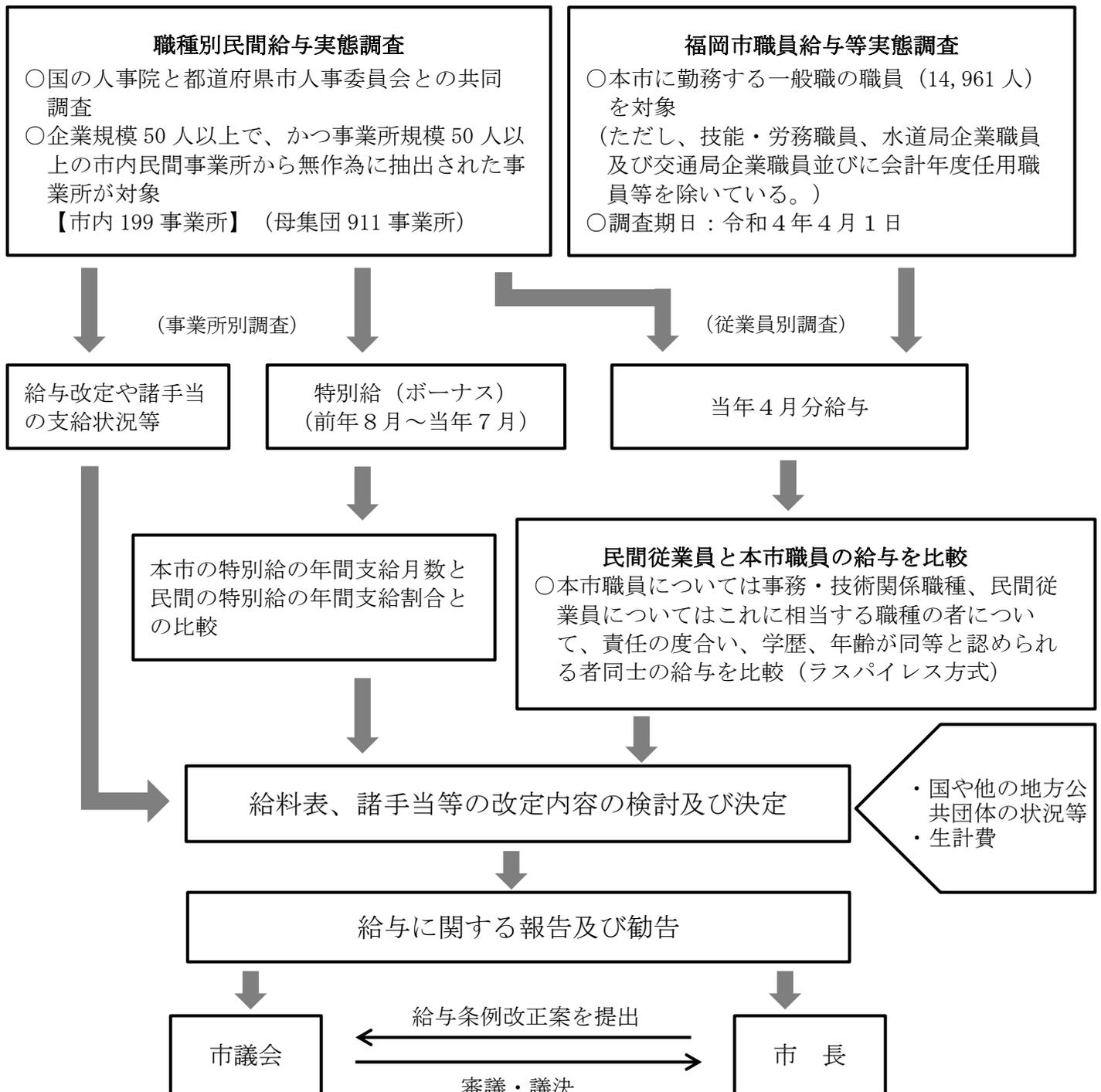
項目	物 価			生計費（総務省「家計調査報告」）						
	① 消費者物価指数 (総務省「消費者物価指数月報」)			② 消 費 支 出 (二人以上の世帯)						
	全 国	大都市	福岡市	全 国		大 都 市		福 岡 市		
	前年比・ 前年同月比 (%)			金 額 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	金 額 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	金 額 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	
令和2年	0.0	0.0	0.2	277.9	△ 5.3	292.2	△ 3.2	317.0	5.8	
令和3年	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.6	279.0	0.4	293.4	0.4	285.5	△ 10.0	
令和3年	4月	△ 1.1	△ 1.2	△ 1.1	301.0	12.4	323.1	15.3	275.4	△ 7.5
	5月	△ 0.8	△ 0.9	△ 1.4	281.1	11.5	288.8	10.3	275.5	6.7
	6月	△ 0.5	△ 0.6	△ 1.1	260.3	△ 4.9	272.3	△ 4.9	244.3	△ 27.2
	7月	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.9	267.7	0.3	287.0	△ 3.3	233.2	△ 26.7
	8月	△ 0.4	△ 0.5	△ 1.1	266.6	△ 3.5	272.7	△ 7.4	246.9	△ 31.3
	9月	0.2	0.1	△ 0.4	265.3	△ 1.7	288.5	0.7	267.8	△ 13.5
	10月	0.1	0.0	△ 0.2	282.0	△ 0.5	293.8	△ 1.5	298.6	△ 15.6
	11月	0.6	0.4	0.2	277.0	△ 0.6	292.3	△ 1.7	304.9	△ 19.7
	12月	0.8	0.6	0.1	317.2	0.7	331.7	△ 1.7	328.3	△ 6.4
令和4年	1月	0.5	0.4	0.0	287.8	7.5	296.4	6.3	292.8	△ 5.0
	2月	0.9	0.9	0.4	257.9	2.2	260.7	△ 4.0	256.0	△ 21.2
	3月	1.2	1.2	0.7	307.3	△ 0.8	314.2	△ 1.7	290.9	△ 8.6
	4月	2.5	2.4	1.9	304.5	1.2	314.8	△ 2.6	283.5	2.9

(注) 1 ①の前年比・前年同月比については、令和2年平均=100とした指数を基礎としている。  
 2 ②の調査世帯について、令和4年4月現在、世帯数は、全国7,357世帯、大都市2,136世帯、福岡市84世帯であり、世帯人員は、全国2.91人、大都市2.89人、福岡市3.06人であり、有業人員は、全国1.33人、大都市1.29人、福岡市1.37人であり、世帯主平均年齢は、全国60.0歳、大都市59.2歳、福岡市59.5歳である。  
 3 ①及び②における大都市とは、政令指定都市及び東京都特別区部である。

## 給与勧告の流れ

福岡市人事委員会では、本市職員と市内民間事業所の従業員の4月分の給与額を調査した上で、これらを精密に比較し、本市職員の給与水準と市内民間事業所の従業員の給与水準とを均衡させることを基本に勧告を行っています。

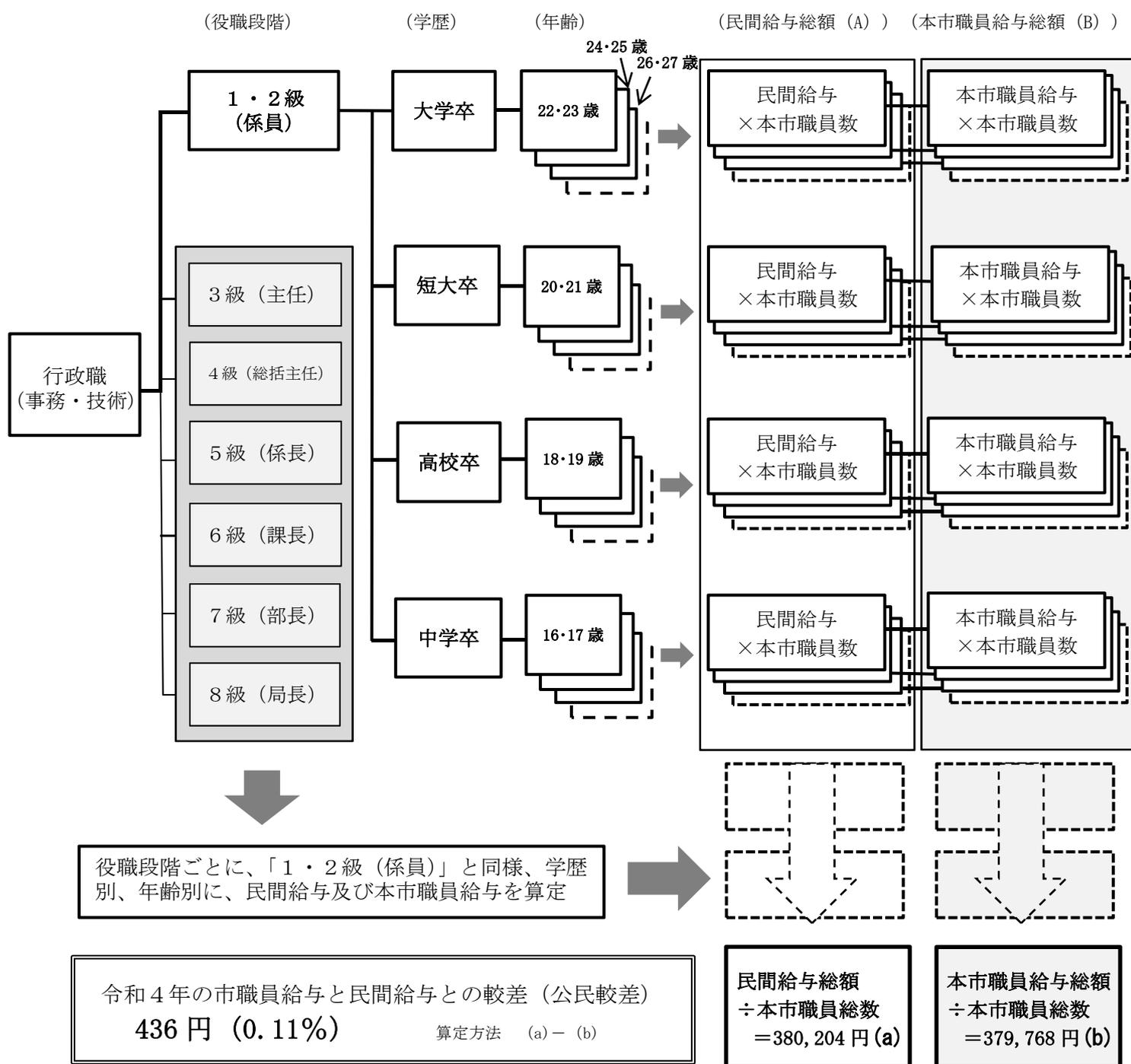
また、特別給についても、市内民間事業所の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に本市職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



## 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

職員給与と民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の本市職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢別の本市職員の平均給与（注1）と、これと条件を同じくする民間の平均給与（注2）のそれぞれに本市職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 令和4年福岡市職員給与等実態調査の結果を基に算出

(注2) 令和4年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出